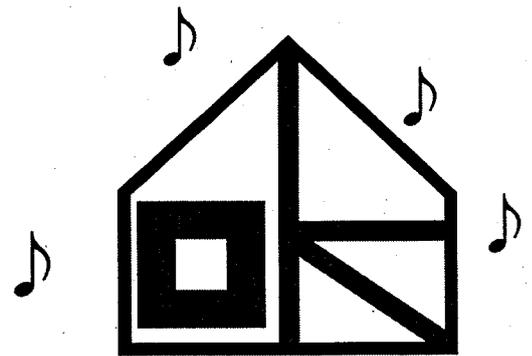


平成25年度 木造住宅

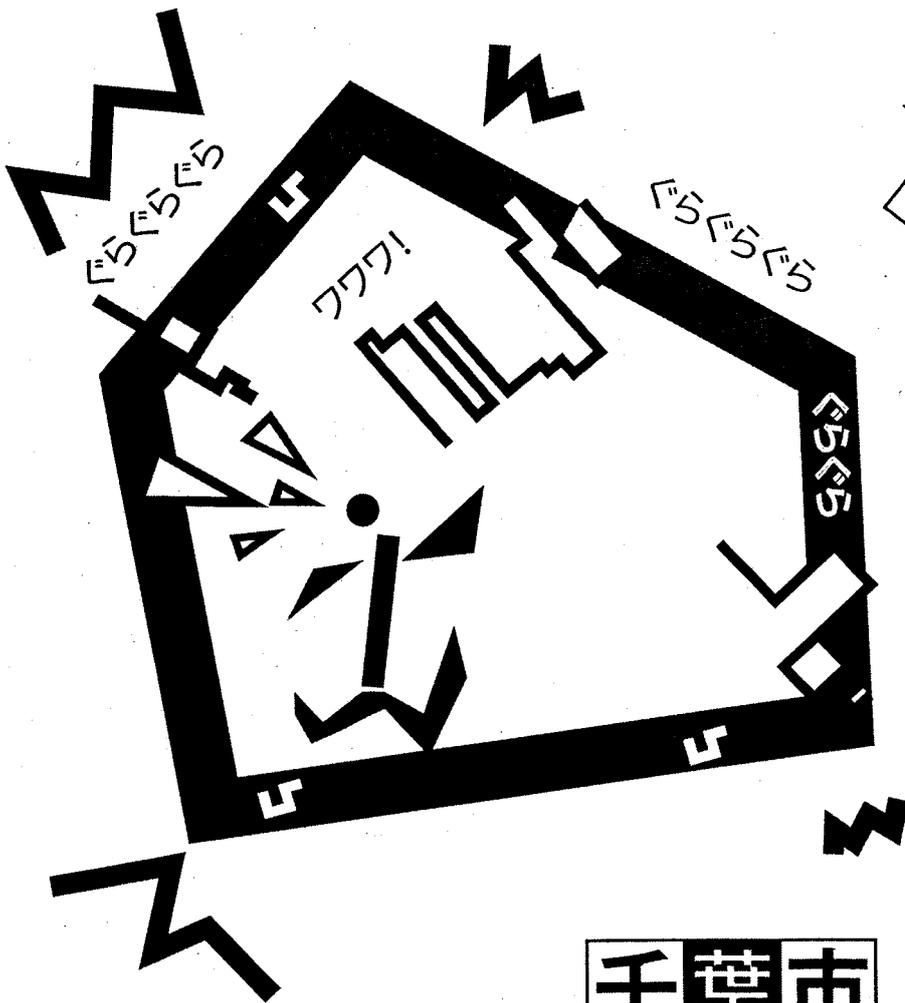
耐震診断費・改修費 補助事業のご案内

地震に備えて補強して、安心して住み慣れた家に住み続けよう。

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）
によって設計・建設された木造住宅の
耐震診断費・耐震改修費の一部を補助します。



耐震改修で安心



千葉市

※必ず事前に申請してください。
申請前に着手した場合には、
補助対象になりませんので
ご注意ください。

耐震 補助

耐震診断

1 補助の条件 次のすべての要件に該当すること

- (1) 市民自らが所有し、居住していること
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって設計・建設された木造住宅であること
- (3) 在来の軸組工法（骨組が柱と梁）の一戸建て、2階以下のものであること
- (4) 市民税・固定資産税・都市計画税の滞納がないこと

※併用住宅（住宅部分が過半のものに限る）も対象となります。

※補助金は、1申請者1棟限りかつ1回限りです。
※都市計画法又は建築基準法に違反している住宅は対象外となります。

※混構造（一部鉄骨等を使用している建物など）は対象外となります。

2 補助額

耐震診断に要する費用の**3分の2**。ただし、**4万円**が限度です。

3 耐震診断を行う者（診断者） 次のいずれかに依頼してください

- (1) **千葉市木造住宅耐震診断士***
- (2) 補助対象住宅を設計した建築士又は、設計した建築士事務所に勤務する建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講した者

***千葉市木造住宅耐震診断士**とは、市内の建築士事務所に勤務する建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講し、千葉市に登録している者です。

平成25年4月1日現在、本市に登録している木造住宅耐震診断士は、113人です。

木造住宅耐震診断士の名簿は、住宅政策課の窓口及びホームページ、各区役所地域振興課等の窓口で提供しています。

◆耐震診断の方法には、次の一般診断法と精密診断法の2種類があります。

診断方法	一般診断法	精密診断法
目的	耐震改修工事の必要性の判断	①耐震改修工事の必要性の最終的な判断 ②補強後の耐震性能の評価
経費	安い	高い
診断結果	目視や設計図面等により、主要な部位のみで評価し、耐震性能を判定する。	仕上げ材等をはがしたり穴を開けたりして、主要な部位及び細部を評価するため、耐震性能を正確に判定できる。

※耐震診断は（財）日本建築防災協会発行のテキスト「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて、地震に対する住宅の耐震性能を診断するものです。

※耐震改修費補助を受ける場合は精密診断書が必要となります。

◆耐震診断の結果は次のように示されます。

構造評点★	未達0.7		1.0	1.5以上	
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない	

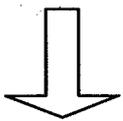
★**構造評点**とは、建物の耐力を、本来必要とする耐力で割った数値です。本来必要とする耐力とは、現行の建築基準法で定める耐力です。

※構造評点が1.0未満の住宅は、耐震改修に係る補助の対象となります。

耐震診断 申請の流れ

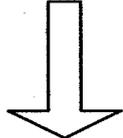
※交付決定後に契約し、診断をしてください。事前に診断した場合には、補助できません。

- 申請前に行うこと**
- 耐震診断士の決定
 - 交付申請提出書類の準備

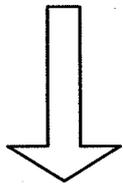


交付申請

交付決定通知
※審査は2～4週間ほどかかります。



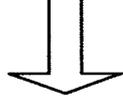
診断



交付決定より
45日以内

実績報告

補助金額確定通知
※審査は2～4週間ほどかかります。



補助金の交付

交付申請提出書類チェックシート

No.	入手先	書類の名称	○
(1)	市	補助金交付申請書 (様式第1号)	
(2)	法務局	住宅の登記事項証明書	
(3)	申請者	住宅の平面図 (手書きでも可) ※間取りがわかるもの	
(4)	診断士	診断費の見積書	
(5)	区役所等	住民票【※】	
(6)		納税証明書【※】 (市民税・固定資産税・都市計画税)	

【※】2つの書類は、個人情報確認同意書 (別記様式第1号) の提出により、省略可能です。

＜注意＞住宅が共有の場合
共有者全員の委任状及び住民票が必要です。
また、共有者のうち当該住宅の同居者である場合は、その者の納税証明書も必要です。(個人情報確認同意書を提出の場合は人数分必要となります。)

◆申請書等に使用する印鑑は、同じものをご使用ください。

実績報告提出書類チェックシート

No.	入手先	書類の名称	○
(1)	市	実績報告書 (様式第10号)	
(2)		補助金交付請求書 (様式第12号)	
(3)	診断士	耐震診断報告書	
(4)		現地調査の写真	
(5)		精密診断に係る調査概要書 (別記様式第2号) ※精密診断の場合	
(6)	申請者	契約書の写し	
(7)		領収書の写し	

◆交付決定後、45日以内かつ、当該年度の3月15日までに実績報告をしてください。

耐震改修設計

- 1 補助の条件** 診断費補助条件（1ページ）の(1)~(4)に加え、耐震診断の結果、**構造評点が1.0未満**であること
- 2 設計者** 千葉市木造住宅耐震診断士など
- 3 設計内容** 耐震改修後の構造評点を1.0以上にすること
- 4 補助額** 設計に要する費用の2分の1。ただし、10万円が限度。

※設計費補助を受けた場合、耐震改修工事補助額の上限額は、設計費補助額分差し引きます。

例 設計費補助額10万円を受けた場合、
改修工事費補助の上限額（所得600万円以下の場合）は50万円となります。

耐震改修って何だろう？

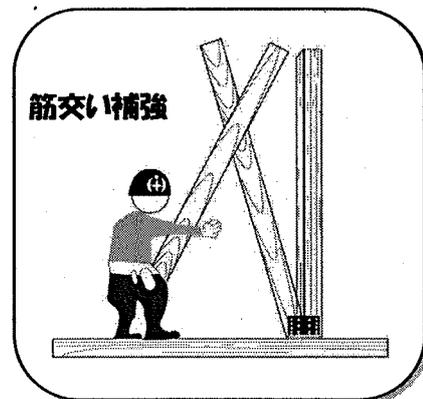
耐震改修の内容とは・・・

以下の4種類などがあります。

- (1) 耐震壁・筋交いの新設・補強
- (2) 金物等による補強
- (3) 基礎の補強
- (4) 屋根等の軽量化

※工事の補助対象となるのは、耐震性能を向上させる工事とそれに伴う建築工事です。

(リフォーム工事や仕上げ材のグレードアップ工事などは補助対象外です。)

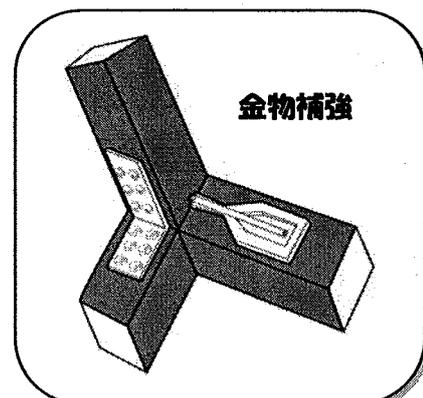


◆改修箇所・工法等に対する要望がある場合には、診断士にはっきりと伝え、互いによく相談して補強計画を決定してください。

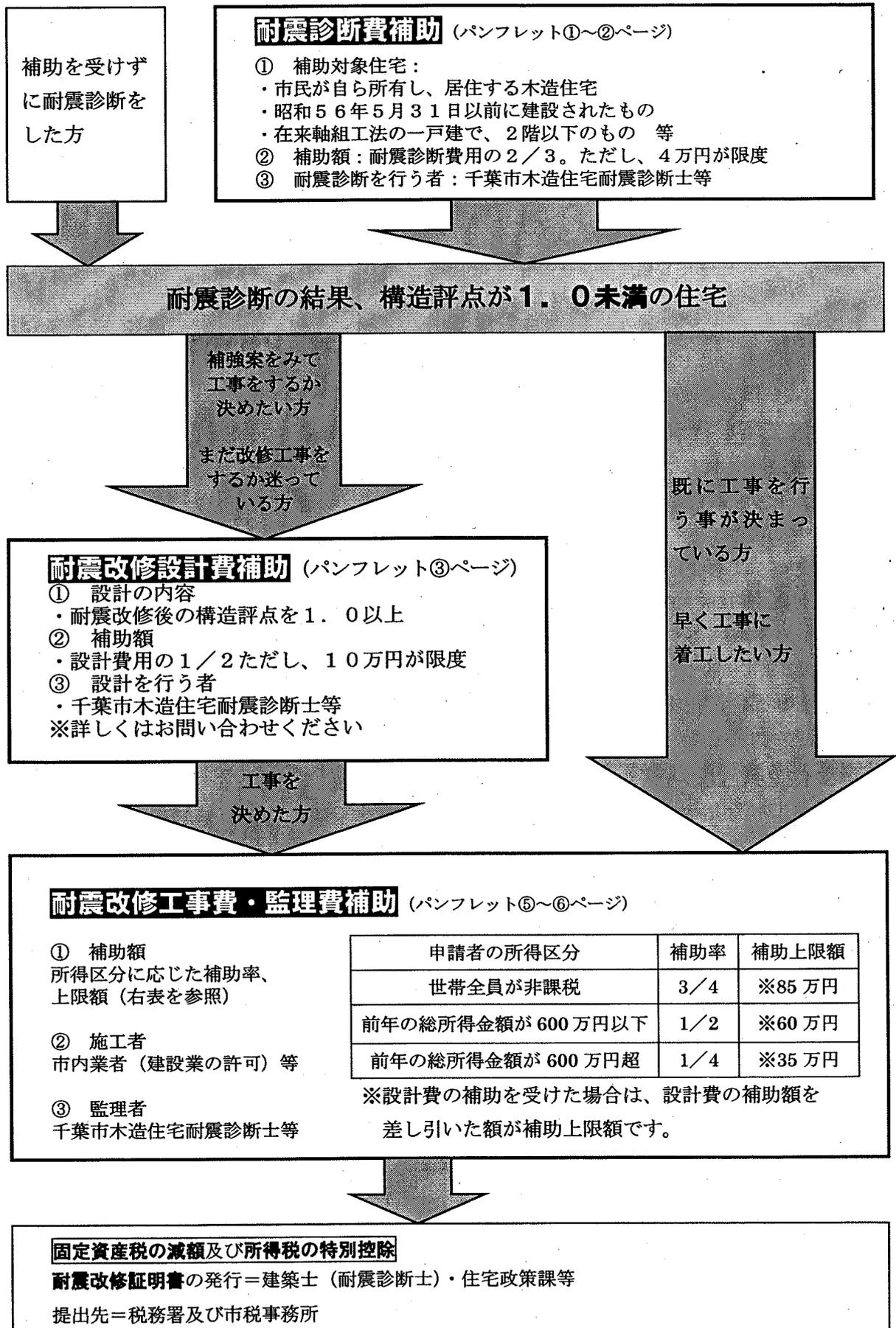
耐震設計とは・・・

以下のすべての項目のことです。

- (1) 建物の詳細な調査
- (2) 改修前の精密診断書の作成
- (3) 補強計画の作成
- (4) 改修後の精密診断書の作成



【耐震補助制度全体の流れ】



耐震改修工事・監理

1 補助の条件 次のすべての要件に該当すること

- (1) 耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること
- (2) 建築士の作成した補強計画図等（*）があること
（*：6ページの交付申請書類(2)～(5)の書類）
- (3) 市民自らが所有し、居住していること
- (4) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって設計・建設された木造住宅であること
- (5) 在来の軸組工法（骨組が柱と梁）の一戸建て、2階以下のものであること
- (6) 市民税・固定資産税・都市計画税の滞納がないこと

※併用住宅（住宅部分が過半のものに限る）も対象となります。

※補助金は、1申請者1棟限りかつ1回限りです。

※都市計画法又は建築基準法に違反している住宅は対象外となります。

※混構造（一部鉄骨等を使用している建物など）は対象外となります。

2 耐震改修工事を行う者（施工者） 次のいずれかに依頼してください

- (1) 千葉市内に本店、支店、営業所を開設している業者
※ただし、工事費が500万円以上の場合、建設業法の許可を受けた者に限る。
- (2) 市内に居住する者（会社に所属していない者）で次のいずれかの要件を満たす者
※ただし、工事費が500万円未満の場合に限る。
ア 建築工事に関する実務経験を、建築学又は都市工学に係る高校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上有する者
イ 建築工事に関する実務経験を10年以上有する者
ウ 建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者
- (3) 補助対象住宅の建設工事を請け負い、新築又は増築した者

3 監理を行う者（監理者） 次のいずれかに依頼してください。

- (1) 千葉市木造住宅耐震診断士（設計を依頼した診断士でなくても結構です）
- (2) 補助事業者（申請者本人）
- (3) 補助対象住宅を設計した建築士又は、設計した建築士事務所に勤務する建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講した者

4 補助額

	申請者の所得区分	補助率	補助上限額
工事費	世帯全員が非課税 （※1）	4分の3	85万円 （※3）
	前年の総所得金額 600万円以下（※2）	2分の1	60万円 （※3）
監理費	前年の総所得金額 600万円超（※2）	4分の1	35万円 （※3）

（※1）世帯全員の非課税証明書を提出する必要があります。

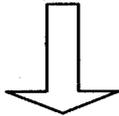
（※2）住宅が共有の場合、共有者のうち当該住宅に同居する者の総所得金額の合計です。

（※3）設計費の補助を受けた場合は、設計費の補助額を差し引いた金額が補助上限額となります。

耐震改修(工事) 申請の流れ

※交付決定後に契約し、工事に着工してください。事前に着工した場合には、補助できません。

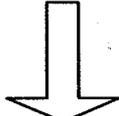
- 申請前に行うこと
- 施工者・監理者の決定
 - 交付申請提出書類の準備



交付申請

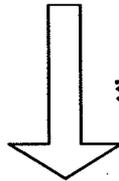
交付決定通知

※工事前の調査を行います。
審査は1カ月ほどかかります。



工事

※中間検査を行う場合があります。



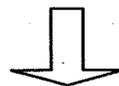
交付決定より

60日以内

実績報告

補助金額確定通知

※審査は1カ月ほどかかります。



補助金の交付

交付申請提出書類チェックシート

	入手先	書類の名称	○
(1)	市	補助金交付申請書(様式第13号)	
(2)	設計者 (診断士)	平面図・詳細図・改修一覧表・ 当該住宅への案内図	
(3)		精密診断に係る調査概要書 (別記様式第2号)	
(4)		現地調査の写真	
(5)		改修前(現状)と改修後(補強計画) の精密診断報告書	
(6)		工事費の見積書(リフォーム等を除く)	
(7)	施工者	建設業許可書等の写し	
(8)		監理費の見積書(リフォーム等を除く) (監理費を補助対象とする場合)	
(9)	区役所等	所得証明書【※】 (非課税の場合、世帯全員の非課税証明書)	

＜注意＞耐震診断、設計の補助を受けていない場合

(10)	法務局	住宅の登記事項証明書	
(11)	区役所等	住民票【※】	
(12)		納税証明書【※】 (市民税・固定資産税・都市計画税)	

【※】：個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により、省略可能です。

＜注意＞住宅共有の場合

共有者全員の委任状及び住民票が必要です。
また、共有者のうち当該住宅の同居者である場合は、その者の納税証明書及び所得証明書も必要です。(個人情報確認同意書を提出の場合は人数分必要となります。)

◆申請書等に使用する印鑑は、同じものをご使用ください。

実績報告提出書類チェックシート

	入手先	書類の名称	○
(1)	市	実績報告書(様式第16号)	
(2)		補助金交付請求書(様式第12号)	
(3)	施工者	工事写真 (状況写真・材料写真)	
(4)	監理者	工事監理報告書の写し	
(5)	申請者	工事の契約書、領収書の写し	
(6)		監理の契約書、領収書の写し	

＜注意＞ 監理費を補助対象としない場合、(4)、(6)は省略可

◆交付決定後、補強内容等に変更が生じる場合は、事前に住宅政策課へご連絡ください。

◆交付決定後、60日以内かつ、当該年度の3月15日までに実績報告をしてください。

耐震改修した場合の優遇税制について

現行の耐震基準を満たすように住宅を改修した場合、申告すると固定資産税の減額や所得税の特別控除が受けられます。

申告するには、耐震改修を行ったことの証明書が必要です。証明書は、建築士（耐震診断士）、地方公共団体（千葉市）、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関にて発行が可能です。証明書発行については、建築士（耐震診断士）又は住宅政策課までお問い合わせください。

千葉市の補助実績

(1) 補助事業の利用実績件数（単位：件）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
耐震診断	15	30	58	44	75	36	40	33	50	79
耐震改修			12	14	25	29	24	21	43	82

(2) 費用の平均（平成24年度補助利用者分）

耐震診断	耐震改修		合計
	設計	工事・監理	
7万円	22万円	17.4万円	203万円

※上表は、あくまで平均値です。業者や工事の内容などによって金額が異なりますので、複数見積りを取って比較・検討してください。

【参考情報】 法務局のご案内（登記事項証明書の入手先）

千葉地方法務局 中央区中央港1-11-3 TEL: 043-302-1312

千葉市 住宅政策課 住環境対策室

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2番1号 中央コミュニティセンター3階

TEL:043-245-5896 FAX:043-245-5795

ホームページ city.chiba.jp/urc/jutakuseisaku/

Eメールアドレス juukankyoku@city.chiba.lg.jp